

真岡市企業立地促進水道料金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 真岡市企業立地促進水道料金補助金（以下「補助金」という。）の交付については、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 真岡第5工業団地及び大和田産業団地への企業の立地を促進するため、当該工業団地に立地し、その事業所で真岡市水道事業からの給水を受ける者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な施設

(2) 水道料金 真岡市水道事業給水条例（昭和37年条例第23号）第21条に規定されている料金

(補助対象者及び要件)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。

(1) 取得する用地の面積が1,000㎡以上であること。

(2) 用地の取得から5年以内に事業所の操業を開始すること。

(3) 水道料金、固定資産税等を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、事業所を設置する者以外の者が用地を取得した場合においては、事業所を設置する者と用地を取得した者とを合わせて前項の要件を満たすと認められるときは、事業所を設置する者を補助対象者とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、水道の使用を開始した日が属する年度の翌年度から3年分の水道料金のうち、年度分ごとを単位として、それぞれの額に100分の30を乗じて得た額とし、1年分につき100万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。また、他の法令等により既に国、県、市等の補助の対象となった経費があるときは、これを除くものとする。

(事前報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として、当該事務所の操業を開始する日の属する年度の前年度の9月末日までに事業計画の概要（別記様式第1号）を市長に報告するものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、真岡市企業立地促進水道料金補助金交付申請書（別記様式第2号）に水道料金一覧表（別記様式第3号）を添付し、市長に申請しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

真岡市長

様

所在地

申請人

名称及び

代表者氏名

印

事業計画の概要報告書

事業計画の概要について、次のとおり報告いたします。

土地取得面積	m ²	
土地取得日	年 月 日	
操業開始（予定）日	年 月 日	
月間水道使用予定量	m ³	

年 月 日

真岡市長 様

所在地

申請人

名称及び

代表者氏名 ⑩

真岡市企業立地促進水道料金補助金交付申請書

真岡市企業立地促進水道料金補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、補助要件審査のため市税等の納付状況について、調査することに同意いたします。

1. 補助金交付申請額 円

2. 添付資料

- (1) 水道料金一覧表
- (2) その他

***** 市 役 所 記 入 欄 *****

市 税 の 納 付 状 況	滞 納 な し ・ 滞 納 あ り
	年 月 日 担当
水道料金の納付状況	滞 納 な し ・ 滞 納 あ り
	年 月 日 担当

別記様式第3号（第7条関係）

水道料金一覧表

事業所名 _____

※ 年4月から 年3月までの料金

月	使用量 (m ³)	使用料金 (円)
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		
合 計		

補助金の計算

1 年間水道料金 _____ 円 …①

2 補助金額 (①×30/100＝) _____ 円

(1, 000円未満を切り捨て、100万円を限度)